

多治見市民病院の一部スペースを利用した
多治見市産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託仕様書

令和8年9月28日

多治見市保健センター

多治見市民病院の一部スペースを利用した
多治見市産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託仕様書

1. 事業番号 多保セ委 第17号
2. 事業名 多治見市民病院の一部スペースを利用した多治見市産後ケア事業
（宿泊型・通所型）業務委託（単価契約）
3. 契約履行期間 令和9（2027）年4月1日～令和12（2030）年3月31日
4. 契約履行場所 多治見市民病院4階北病棟の一部スペース（多目的室6、多目的室5、更衣室）
5. 本事業の趣旨

母子保健法第17条の2に係る産後ケア事業に基づき、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

6. 産後ケア実施対象者

- （1）多治見市に住所を有し、かつ出産後1年未満の母子（宿泊型は概ね4カ月まで）であって、産後ケアを必要とする者
- （2）（1）にかかわらず、その他市長が特に支援が必要と認める者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は利用できないものとする。

ア 母子のいずれかが感染症疾患（インフルエンザ・コロナ・手足口病等）に罹患している

イ 母親に入院加療の必要がある

ウ 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない）

《受託事業者（以下「受託者」という。）において留意すべき事項》

医療的ケアが必要な児と母への対応について、在宅での生活が可能であり、児の主治医から産後ケア事業の利用が可能であると判断された場合は、緊急時の対応などを母親と相談し対応可能な場合は受け入れること

7. 業務内容

- （1）多治見市（以下「市」という。）が利用決定した母子に対するサービスの提供
- （2）市との日程及びサービス内容についての調整
- （3）サービス提供前の説明、必要な調整等
- （4）以下のサービスを実施（土日祝日も対象者の必要性に応じて対応可能とすること）

ア 宿泊型

対象母子を宿泊させ、表1の区分に基づく心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。利用者（母）に食事を提供する。

イ 通所型（1日型・半日型）

対象母子を日帰りで施設利用させ、表1の区分に基づく心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施。1日型は利用者（母）に食事を提供する。

(表 1)

区分	サービス内容	
宿泊型	利用時間（原則）は、入所時間は 10 時、退所時間は退所日の 10 時とする。 1 泊 2 日につき 3 食の食事を提供する。 （1 日とは 0 時から 24 時）	①産後の母親の身体的ケア及び保健指導並びに栄養指導 ②産後の母親の心理的ケア（母親の休養を含む） ③適切な授乳が実施できるためのケア （乳房のケア・乳房マッサージを含む）
通所型	<u>1 日型 7 時間程度（6 時間以上）</u> 1 回につき 1 食の食事を提供する。 <u>半日型 4 時間程度（3 時間以上）</u> 食事の提供は必須ではないが、利用時間が昼をまたぐ場合は、食事を提供することが望ましい。 利用者の持ち込みも可能とする。	④育児の手技についての具体的な指導及び相談 ⑤生活の相談及び支援 ⑥その他必要な相談、保健指導及び情報提供

(5) 市の判断によりきょうだい児及び家族の同伴を受け入れること。

(6) 市の判断により、支援の必要性の高い利用者を受け入れる場合は、利用者の状況やニーズをアセスメントし、ケアプランを作成すること。

(7) 宿泊型の夜間（午後 6 時から翌朝の午前 8 時まで）は、助産師・保健師又は看護師による 2 人体制にすること。産婦を 2 組同時に受け入れた場合、1 組につき一人の助産師、保健師又は看護師を置くこと。

(8) 利用料の利用者負担額の徴収と領収書の発行をする。

(9) 市へ産後ケア実施内容の記録と報告及び委託料の請求をする。

8. サービスの提供者

本事業の実施時間内において、助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に 1 名以上置くこと。特に出産後 4 か月頃までの時期は、原則、助産師を中心とした実施体制での対応とする。また、出産後 4 か月頃を超えた場合でも、適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）については助産師が実施する。

なお、事業内容について必要な担当については保健師助産師看護師法や医師法を参考にすること。

9. 実施場所と備品等

多治見市民病院 4 階北病棟の一部スペース（多目的室 6、多目的室 5、更衣室）を利用する。炊事場については準備室を、入浴については 4 階の南病棟のシャワー室を利用する。

ベッド（大人用・赤ちゃん用）、机、椅子、赤ちゃん用のバウンサー、離乳食用の机と椅子、床に敷くマット、シーツ、ベビーサークル、冷蔵庫、電子レンジ、トースター、乳幼児体動センサー等の基本的な備品については市が準備する。その他、産後ケアを実施するにあたって必要な物や消耗品については受託事業者（以下「受託者」という。）が準備すること。また、シーツ等のリネン類の洗濯も受託者が行う。

10. 光熱費

光熱費（消費税及び地方消費税相当分を含む）について、産後ケアを実施した 1 日につき 500 円、半日につき 250 円を受託者が多治見市民病院へ支払う。

11. 実施期間及び時間

利用期間は他の施設利用も含めて、宿泊型は 6 泊 7 日以内（1 泊 2 日は 2 日、2 泊 3 日は 3 日と数える）、通所型は 7 回以内を基準として、利用者と市との協議により定める。市長が特に必要と認める場合は、利

用期間を宿泊型は 13 泊 14 日以内、通所型は 14 回以内とすることができる。利用日数の延長管理は市において行う。

12. 契約単価及び利用者負担の支払い

契約単価は 1 子 1 日にあたり 3 万円（食事代を含む）、通所型（半日型）は 1 子 1 日にあたり 2 万円を上限とする。

多胎の場合は、市の判断により、助産師、保健師又は看護師の二人体制で対応する場合は、1 日あたりの委託料を倍にする。その場合は表 2 の多胎加算・夜間加算を算定しない。

利用者は、利用者負担額（委託料の 1 割とし、生活保護又は市民税非課税世帯は無料。1 子につき 5 回までの利用者負担額の減免有）を受託者に支払い、事業者は契約単価から利用者負担額を除いた額を市へ請求する。ただし、契約期間中に自己負担額が変更となった場合には、その変更した自己負担額で計算し請求すること。

また、市の判断で、以下の対応をした場合は表 2 の加算をする。

表 2

	内容	単位	加算額
1	支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算等 （ケアプランを作成した場合）	宿泊型 1 泊	7,000 円
		通所型 1 日	7,000 円
		通所型半日	3,500 円
2	兄弟や生後 4 か月以降の児の受け入れ加算 （産後ケア担当者とは別に保育士等を配置した場合）	宿泊型 1 日・通所型 1 日	9,100 円
		通所型半日	5,200 円
3	夜間職員配置加算 （午後 6 時から翌朝の午前 8 時まで、助産師、保健師又は看護師を二人体制にした場合）	宿泊型 1 泊	35,000 円
4	多胎加算（1 子につき） （助産師、保健師又は看護師の一人体制の場合）	宿泊型 1 日・通所型 1 日	5,000 円
		通所型半日	3,000 円

13. 事業の申請からサービス利用の流れ

- （1）サービス利用希望者は、多治見市産後ケア事業利用申請書（以下「申請書」という）を利用日の原則 3 日前までに市へ提出。市は、利用希望者から申請書を受けた後速やかに受託者へ実施の可否について問い合わせ、実施日を決定する。
- （2）市は、対象者のサービス利用の可否及び利用者負担額を決定し、多治見市産後ケア事業利用承認通知書を申請者へ通知し、速やかに受託者へ依頼する。
- （3）承認通知書に基づき、実施対象者へ希望するケアを確認し、産後ケアを実施する。また、母子健康手帳の「産後ケアの記録」の箇所に記録する。
- （4）受託者は利用者から利用者負担額を徴収し、領収書を渡す。受託者は、産後ケア実施後 1 週間以内に実施記録を市へ提出する。特に報告が必要な場合は、速やかに市へ電話等で報告する。
- （5）受託者は、毎月産後ケア実施分を取りまとめ、翌月 10 日までに市へ委託料を請求する。
- （6）市は、請求を受けて 30 日以内に受託者へ業務委託料を支払う。
- （7）利用者が日程の変更または中止する場合の連絡が利用日の前日の午後 3 時までになかった場合に限り、受託者は利用者から当該利用日に係る自己負担額をキャンセル料として徴収することができる。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合はこの限りでない。なお、サービスの実施がされなかった日の委託料は発生しない。

14. 事業実施に関する事項

- (1) 受託者は、市の母子保健・児童福祉関係機関等と連携・協力するとともに、適切な連絡体制を確保し、本事業を行うこと。
- (2) 受託者は実施担当者に対し、本事業の実施に関する研修を受講させる等、資質の向上に努めること。
- (3) 受託者は国の指針及び市の方針に沿った保健指導・栄養指導を実施すること。
以下についても参考にすること。
 - ・「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」 令和2年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）公益社団法人産婦人科医会
 - ・「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和3年3月）」
 - ・「授乳・離乳の支援ガイド実践の手引き（2019年3月）」
- (4) 産後ケア業務とは別に、オプションとして育児用品等の販売（オムツやミルク等の産後ケアで使用するものに限る）については、あくまで本人の希望に応じて提供されるもので、費用について分かりやすい形で提供するとともに、丁寧に説明を行うこと。
また、美容等の産後ケアと直接関係のない有料サービスを提供することはできない。その他、委託業務内容以外のサービスで、産婦の健康や心理的なケアに有効であると思われるサービスをオプションとして実施したい場合は、市と協議し、実施の可否を決定する。その場合も、あくまで本人の希望に応じて提供されるものであること。
- (5) 受託者は、多治見市民病院4階の実施場所を清掃し（休日はシャワー室の清掃も含む）、物品管理をすること。備品の持ち込みについては市と協議をする。また、部屋の装飾は原則できない。
- (6) 受託者は、毎月25日に、翌月の利用スケジュールを市と多治見市民病院に伝える。また、多治見市民病院の通常の業務の妨げになるようなことはしない。
- (7) 受託者は市が用意した備品以外で産後ケアに必要な物品や消耗品を準備し、リネン等の洗濯も行うこと。
- (8) 産後ケア事業の実施に当たっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮をすること。母の休養のために児を預かる場合は、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、定期的に目視等で呼吸状態を観察するなど、特に児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防のための対策をとること。また、安全マニュアルを作成すること。
- (9) 実施場所について、安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び実施担当者の安全確保に努めること。
- (10) 受託者は、実施施設の食品衛生及び環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (11) 受託者は、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (12) 受託者は、事故等の緊急事態に備え、損害保険等の保険に加入すること。
- (13) 業務により生じた事故及び損害については、市による故意または重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。
- (14) 委託期間満了後は、産後ケア実施場所を原状復帰すること。
- (15) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者がサービスに関する質問・苦情等があったときは、誠意を持って迅速、適切に対応するとともに速やかに市へ報告すること。
- (16) 受託者は利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。さらに、ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。

また、利用者の急変時については、多治見市民病院救急へ依頼し、必要に応じてその後の対応の指

示を仰ぐとともに、市へ速やかに報告すること。

- (17) 受託者は、実施担当者に対し、年1回以上定期健康診断を実施し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。

15. 契約に関する事項

- (1) 市に提出した申請書類の内容に変更が生じる場合、多治見市産後ケア事業業務委託内容変更確認書（様式7）を速やかに提出すること。

16. 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いに関する特記事項（別紙）を遵守し個人情報保護に努める。

17. 環境配慮

作業全般にわたって環境への配慮に努めるものとする。

- (1) 本業務における移動・運搬においては、合理化・効率化を図るとともに、低公害型の手段を用いること。
- (2) 消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定すること。
- (3) 提出書類等には、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用すること。
- (4) 再生品の使用を推進すること。
- (5) 排出される廃棄物は適正に処理すること。
- (6) その他受託者が行っている環境配慮行動を実施すること。

18. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 受託者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- (2) 受託者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、市に対して履行期間の延長を請求することができる。

本仕様書にない事項は、「産後ケアガイドライン」（こども家庭庁）を参考にするとともに、市と受託者で協議して決める。